

火災で被害を受けた方へ

(令和7年7月1日現在)

火災で被害に遭われた方は、り災の状況により下記の支援制度がご利用いただけます。
なお、所得や、り災等の状況によりご利用いただけない場合もありますので、各窓口までお問合せください。

仙台市消防局

支援制度	制度の概要	連絡窓口及び連絡先
災害見舞金の支給	災害(自己の故意によらない火災等)により、家屋又は住戸等に全焼、半焼又は消火冠水のいずれかの被害を受けた世帯に災害見舞金を支給します。	各区保健福祉センター管理課 宮城総合支所管理課 秋保総合支所保健福祉課 青葉区:022-225-7211 宮城野区:022-291-2111 若林区:022-282-1111 太白区:022-247-1111 泉区:022-372-3111 宮城総合支所:022-392-2111 秋保総合支所:022-399-2111
小規模災害への支援 (宮城県共同募金会)	自己の故意によらない住家火災の被災世帯に対し見舞金を支給します。死亡の場合、遺族に対し弔慰金を支給します。	仙台市社会福祉協議会 各区・支部事務所 青葉区事務所:022-265-5260 青葉区宮城支部事務所:022-392-7868 宮城野区事務所:022-256-3650 若林区事務所:022-282-7971 太白区事務所:022-248-8188 泉区事務所:022-372-1581
災害救援物資等の支給 (日本赤十字社)	自己の故意によらない住家火災により被害を受けた被災者に対し、救援物資(毛布等)を配布します。	
生活福祉資金の貸付 (災害臨時費・緊急小口資金)	自己の故意によらない火災を受けたことによる困窮からの自立更生及び緊急的かつ一時的に世帯の生計維持が困難となる場合に審査のうえ貸付けます。	
国民健康保険料・一部負担金の減免	災害により住宅または家財に損害を受け、国民健康保険料・一部負担金の納付が困難と認めるときは、申請により減免、徴収猶予をします。	各区保健福祉センター保険年金課 宮城総合支所保険年金課 秋保総合支所保健福祉課 青葉区:022-225-7211 宮城野区:022-291-2111 若林区:022-282-1111 太白区:022-247-1111 泉区:022-372-3111 宮城総合支所:022-392-2111 秋保総合支所:022-399-2111
後期高齢者医療保険料・一部負担金の減免	災害により住宅または家財に損害を受け、後期高齢者医療保険料・一部負担金の納付が困難と認めるときは、申請により減免、徴収猶予をします。	
国民年金保険料の免除	災害により住宅または家財に損害を受け、保険料を納めることが困難と認めるときは、申請により免除します。	
障害福祉サービスにおける介護給付費等の特例	災害により、所有する家屋または家財等に被害を受けた場合において、居宅介護、施設入所支援等のサービスに係る利用者負担額の負担が困難な場合は、申請により利用者負担額を減免します。	各区保健福祉センター障害高齢課 宮城総合支所障害高齢課 青葉区:022-225-7211 宮城野区:022-291-2111 若林区:022-282-1111 太白区:022-247-1111 泉区:022-372-3111 宮城総合支所:022-392-2111

火災で被害を受けた方へ

(令和7年7月1日現在)

火災で被害に遭われた方は、り災の状況により下記の支援制度がご利用いただけます。
なお、所得や、り災等の状況によりご利用いただけない場合もありますので、各窓口までお問合せください。

仙台市消防局

支援制度	制度の概要	連絡窓口及び連絡先
ねたきり高齢者等寝具洗濯サービス利用料の減免	災害により利用料の負担が難しい場合に、申請によりサービス利用料を減免します。	各区保健福祉センター障害高齢課 青葉区:022-225-7211 宮城野区:022-291-2111 若林区:022-282-1111 太白区:022-247-1111 泉区:022-372-3111 宮城総合支所:022-392-2111
介護保険料等の減免	災害により住宅または家財等に著しい損害を受けた場合は、介護保険料の減免・猶予及び介護サービス利用者負担額の減免を申請により行います。	各区保健福祉センター介護保険課 宮城総合支所障害高齢課 秋保総合支所保健福祉課 青葉区:022-225-7211 宮城野区:022-291-2111 若林区:022-282-1111 太白区:022-247-1111 泉区:022-372-3111 宮城総合支所:022-392-2111 秋保総合支所:022-399-2111
個人市県民税の減免	災害により被害を受けた場合、損害の程度に応じて申請により減免します。	財政局市民税課 【普通徴収(納税通知書で納税)の方】 ○青葉区にお住まいの方 普通徴収第一係 022-214-8637 ○泉区にお住まいの方 普通徴収第二係 022-214-8637 ○宮城野区・若林区にお住まいの方 普通徴収第三係 022-214-8638 ○太白区にお住まいの方 普通徴収第四係 022-214-8638 【特別徴収(給与・年金からの引き落とし)の方】 特別徴収係 022-214-1009
軽自動車税(種別割)の減免	軽自動車等が災害によりき損した場合に申請により減免します。	財政局市民税企画課諸税係 022-214-8625
固定資産税・都市計画税の減免	火災により家屋又は償却資産に損害を受けた場合、申請により損害を受けた部分や程度に応じて減免します。	財政局北固定資産税課(家屋) 青葉区:022-214-8604 泉区:022-214-8605 財政局南固定資産税課(家屋) 宮城野区、若林区:022-214-8694 太白区:022-214-8695 財政局資産課税課(償却資産) 全区:022-214-8619
市税の徴収の猶予	納税者の財産が災害などで被害を受け、納期限までに市税を納めることが困難な場合、申請により、1年以内の期間で分割して納付したり、納める時期を遅らせることができます。	○青葉区・泉区にお住まいの場合 財政局北徴収課 青葉区:022-214-8152 泉区:022-214-5027 ○宮城野区・若林区・太白区にお住まいの場合 財政局南徴収課 宮城野区・若林区:022-214-8153 太白区:022-214-8154 ○仙台市外にお住まいの場合 財政局徴収対策課 022-214-8661

火災で被害を受けた方へ

(令和7年7月1日現在)

火災で被害に遭われた方は、り災の状況により下記の支援制度がご利用いただけます。
 なお、所得や、り災等の状況によりご利用いただけない場合もありますので、各窓口までお問合せください。

仙台市消防局

支援制度	制度の概要	連絡窓口及び連絡先
母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付	災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の方は、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付において、支払い猶予等の特例が受けられる場合があります。	各区保健福祉センター家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課 青葉区:022-225-7211 宮城野区:022-291-2111 若林区:022-282-1111 太白区:022-247-1111 泉区:022-372-3111 宮城総合支所:022-392-2111
保育施設等利用者負担額(保育料)の減免	災害により居住する家屋等に著しい損害を受けた場合、発災の当月から6か月間保育料を申請により減免します。	各区保健福祉センター保育給付課 宮城総合支所保健福祉課 青葉区:022-225-7211 宮城野区:022-291-2111 若林区:022-282-1111 太白区:022-247-1111 泉区:022-372-3111 宮城総合支所:022-392-2111
児童クラブ保護者負担金の減免	災害により居住する家屋が半焼、半壊等以上の損害を受けた世帯に対し、発災の当月から6か月間以内の申請に限り、申請を受理した月から6か月間を限度として、保護者負担金を減免します。	こども若者局児童クラブ事業推進課運営指導係 022-214-8176
母子・父子家庭医療費助成の特例	母子・父子家庭医療費助成事業では、所得制限により医療費助成の対象とならない方でも、災害により所得が著しく減少し、生活に困窮している場合は、申請により助成の対象となる場合があります。	各区保健福祉センター保育給付課 各総合支所保健福祉課 青葉区:022-225-7211 宮城野区:022-291-2111 若林区:022-282-1111 太白区:022-247-1111 泉区:022-372-3111 宮城総合支所:022-392-2111 秋保総合支所:022-399-2111
心身障害者医療費助成の特例	心身障害者医療費助成事業では、所得制限により医療費助成の対象とならない方でも、災害により所得が著しく減少し、生活に困窮している場合は、申請により助成の対象となる場合があります。	各区保健福祉センター障害高齢課 宮城総合支所障害高齢課 秋保総合支所保健福祉課 青葉区:022-225-7211 宮城野区:022-291-2111 若林区:022-282-1111 太白区:022-247-1111 泉区:022-372-3111 宮城総合支所:022-392-2111 秋保総合支所:022-399-2111
児童扶養手当支給の特例	通常、所得制限により児童扶養手当の支給対象とならない方でも、火災により著しい損害を受けた場合は、申請により所得額に関わらず手当が仮に支給される場合があります。 ※ただし、後日、被災した年に限度額以上の所得があることが確認された場合は、特例で受給した手当額の全部又は一部を返還していただくことになりますので、ご注意ください。	各区保健福祉センター保育給付課 各総合支所保健福祉課 青葉区:022-225-7211 宮城野区:022-291-2111 若林区:022-282-1111 太白区:022-247-1111 泉区:022-372-3111 宮城総合支所:022-392-2111 秋保総合支所:022-399-2111

火災で被害を受けた方へ

(令和7年7月1日現在)

火災で被害に遭われた方は、り災の状況により下記の支援制度がご利用いただけます。
なお、所得や、り災等の状況によりご利用いただけない場合もありますので、各窓口までお問合せください。

仙台市消防局

支援制度	制度の概要	連絡窓口及び連絡先
特別児童扶養手当支給の特例	通常、所得制限により特別児童扶養手当の支給対象とならない方でも、火災により著しい損害を受けた場合は、申請により所得額に関わらず手当が仮に支給される場合があります。 ※ただし、後日、被災した年に限度額以上の所得があることが確認された場合は、特例で受給した手当額の全部又は一部を返還していただくことになりますので、ご注意ください。	各区保健福祉センター保育給付課 各総合支所保健福祉課 青葉区:022—225—7211 宮城野区:022—291—2111 若林区:022—282—1111 太白区:022—247—1111 泉区:022—372—3111 宮城総合支所:022—392—2111 秋保総合支所:022—399—2111
一般廃棄物処理手数料の減免(ごみ・し尿)	火災により発生した廃棄物(し尿を含む)について、申請により、一部の廃棄物を除き、処理手数料を減免します。なお、事業系の廃棄物は減免対象になりません。	ごみ:各区環境局環境事業所 青葉区:青葉環境事業所 022—277—5300 宮城野区:宮城野環境事業所 022—236—5300 若林区:若林環境事業所 022—289—2051 太白区:太白環境事業所 022—248—5300 泉区:泉環境事業所 022—773—5300 し尿:環境局資源循環企画課 022—214—8231
り災建築物の再建等に係る確認申請手数料等の減額	災害により住宅が滅失し、又はき損した場合に、発生した日から一年以内に住宅の建築又は大規模の修繕をする際に、申請により確認申請手数料等を減額します。	都市整備局建築指導課 022—214—8347 都市整備局建築審査課 022—214—8485
下水道事業受益者負担金の徴収猶予	災害により損失を受けた方に対し、受益者負担金の徴収を申請により猶予します。	建設局業務課業務係 022—214—8337
市営住宅の一時使用	災害(自己の故意によらない火災等)により市内の住宅を失った者等について、新しいお住まいが確保できるまでの期間(原則として3か月)、空き住戸となっている市営住宅を一時的に提供します。	都市整備局市営住宅管理課管理係 022—214—8331